概算見積書（料金参考資料）　太田市藪塚本町文化ホール

この書類は概算見積額を算出するものです。当日の付属設備や施設の利用状況により多少実際の利用料が変動する場合があります。詳細は会館へお問い合わせください。　（単位：円）　2020.04

	場所	曜日	入場料	午前（9-12）	午後（13-17）	夜間（18-22）	全日（9-22）
施設使用料	ホール	平日	徴収しない	¥10,000	¥15,000	¥20,000	¥45,000
			2,000円以下	¥15,000	¥22,500	¥30,000	¥67,500
			2,001円以上	¥20,000	¥30,000	¥40,000	¥90,000
	ホール	土日祝	徴収しない	¥12,500	¥19,000	¥25,000	¥56,500
			2,000円以下	¥19,000	¥28,500	¥37,500	¥85,000
			2,001円以上	¥25,000	¥38,000	¥50,000	¥113,000
	ステージ	平日		¥4,700	¥8,000	¥10,300	¥23,000
		土日祝		¥5,700	¥8,500	¥11,300	¥25,500
	リハーサル室			¥1,500	¥2,000	¥2,000	¥5,500
	延長・繰り上げ（15分～59分）		該当区分の30%				

※この表において祝日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

(A)施設使用料	月　日（　）	月　日（　）	月　日（　）
ホール			
ステージ			
リハーサル室			
施設使用料　合計			
		(A)合計 ⇒	

(B)付属設備使用料	月　日（　）	月　日（　）	月　日（　）
No,			
No,			
No,			
No,			
No,			
No,			
No,			
No,			
No,			
No,			
No,			
付属設備使用料　合計			
		(B)合計 ⇒	

（A）＋（B）　合計						

	No,	セット名	区別	使用料	セット内容
附属設備使用料	1	道具セット	小	¥1,000	演台、司会台、緋毛氈、上敷、座布団、めくり
	2		大	¥3,000	金屏風
	3	反射板セット		¥3,500	反射板、指揮者台演奏者譜面台
	4	雛壇セット	小	¥3,000	平台15枚以下（箱馬、開き脚等の補助道具を含む）
	5		大	¥6,000	平台16枚以上（箱馬、開き脚等の補助道具を含む）
	6	ピアノ（YAMAHA）	1台	¥2,000	ホールのみ
	7	ピアノ（KAWAI）	1台	¥1,000	リハーサル室のみ
	8	映写セット	小	¥2,000	16mm映写機又は移動式プロジェクター 300インチスクリーン、移動式スクリーン
	9		大	¥3,000	ホール固定プロジェクター 300インチスクリーン
	10		*リハ室	¥1,000	AVラック、固定又は移動式プロジェクター 100インチ又は移動式スクリーン
	11	照明セット	小	¥5,000	講演会、式典、ピアノ発表会(小規模)
	12		大	¥15,000	芸能発表、コンサート、ミュージカル
	13	ピンスポット		¥5,000	設置台数1台のみ
	14	音響セット	小	¥2,500	講演会、式典、ピアノ発表会(小規模)
	15		大	¥4,000	芸能発表、コンサート、ミュージカル
	16		*リハ室	¥1,000	AVラック(マイク、CD、カセットなど)
	17	電気器具持込使用	1kw当たり	¥100	ステージ演出以外に使用した場合

*照明設備、音響設備の操作を専門技術者に委託する場合の経費は、利用者の負担とする

*ピアノを特別に調律する場合の経費は、利用者の負担とする

*付属設備使用料は1日単位　（仕込み・RH・本番に関わらず）

*付属設備使用料のセット内容に明記のない又は明確でない内容については各セット内容に順ずる料金を適用する

*楽屋1・2についてはホール又はステージの利用に付随する施設とする

*利用時間を延長し、又は繰り上げて利用する部分は15分以上59分までの時間とし、利用料の30%を徴収する

*[ステージ]申請の利用では、客席・ホワイエの使用はできません

●文化会館使用料の減免基準

1. 市、教育委員会等が主催又は共催で利用するとき　→100%免除
2. 市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の長が、児童又は生徒の保育活動又は教育活動に利用するとき　→100%免除
3. 市内の大学の長が学生の教育活動に利用するとき　→50%免除
4. 市内の社会教育関係団体又は文化協会及びその所属団体が社会教育活動、文化活動等に利用するとき　→50%免除
5. 市内の社会福祉関係団体が社会福祉活動等に利用するとき　→50%免除
6. その他教育委員会が適当と認めるとき　→教育委員会が認める割合

一般財団法人　太田市文化スポーツ振興財団